

令和5年3月20日

組合員各位

三井物産健康保険組合
03-3285-2935

調剤合算を伴う一部負担還元金・家族療養費付加金の自動給付化について

平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで被保険者からの申請により給付をしていました「一部負担還元金・家族療養費付加金申請（院外薬局とその処方箋を発行した医療機関との自己負担合算が必要な場合）」について、令和5年度より自動給付を行うこととなりました。

つきましては、令和5年4月診療分より当組合への申請が原則不要となりますので、お知らせいたします。（令和5年3月診療分迄は従来通り申請が必要です。）

《留意点》

- 給付金は医療機関及び調剤薬局より組合負担分の医療費請求書（レセプト）が到着後の支給（最短で3か月後の支給）となります。いずれかのレセプト到着が遅れた場合給付時期も遅れますので予めご了承ください。
- 通常、医療機関より発行される処方箋の有効期限は4日間となりますが、医療機関が処方箋を交付した月と調剤薬局で調剤を受け取った月が異なる場合は合算対象とはなりません。
- 公費医療助成対象等の状況により自動給付がされなかったときは、申請書や領収書のご提出をお願いする場合がございます。
- 6歳未満の被扶養者の家族療養費付加金は引き続き自動給付の対象外となります。

ご参考：当組合の付加給付について

<https://www.mbkkenpo.or.jp/kyuufuichiran/fukakyuufu/>